

# 秩父市立荒川西小学校いじめ防止基本方針

荒川西小学校生徒指導部

## 1 いじめの定義及びいじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」ものをいう。  
個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。  
(平成25年 いじめ防止対策推進法)

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どのクラスにも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を安心して送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 組織について

生徒指導部会の中に、いじめの防止等の対策のための組織「いじめ問題対策委員会」を設置する。

### (1) 構成員

＜通常構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学級担任等

＜緊急時の構成員＞

通常構成員に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、秩父警察署員等外部の専門家を加える。(緊急時の構成員とも日常的に連絡確保に努める。)

### (2) 活動内容

- ア 基本方針を立てる。
- イ 情報を収集する。
- ウ 事実確認をし共有化を図る。
- エ 指導や支援の手立てを立案する。
- オ 保護者との連携を図る。
- カ 外部の専門機関等の連携を図る。
- キ 学校評価等で基本方針に従って取り組んでいたかを確認、修正する。

## 3 いじめの未然防止のための取組

### (1) いじめに「向かわせない」「許さない」「見過ごさない」学校づくりを推進する。

ア 全校集会や学級活動での指導

校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との認識を校内に徹底する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも傍観者として、いじめに加担しているのと同様であることを指導する。

イ 人権教育の取組

5月：「人権作文」に取り組み、人権についての意識を高める。

12月：「人権週間」に「いじめはゆるさない宣言」を廊下に掲示する。

朝会では、校長と人権教育主任がメッセージをテーマにした講話・指導を行う。全校児童を対象に「人権教室」を実施する。

ウ 道徳教育の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。特に、「自他の生命を尊重する心」や「いじめや身近な差別や偏見に対して、不正な行為を絶対に許さないという態度」の育成を推進する。

エ 特別活動の充実

児童の自治的能力を向上させるとともに学校生活をよりよくしようとする意識を高め、よりよい学級経営の実現を図る。

**(2) 児童一人一人の自己指導能力の育成を図る教育活動を推進する。**

**ア 自己有用感の高揚**

**(ア) 「わかる授業実践」を推進する。**

教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。

**(イ) 授業規律の徹底を図る。**

チャイム席、正しい姿勢、声の大きさ、発表の仕方、聞き方等を全職員の共通理解の下、指導を徹底する。

**(ウ) 達成感、成就感を味わわせる。**

めあてをもって活動に取り組みせ、できたときの喜びや達成感、成就感を味わうことができる場面を設定する。

**イ 共感的人間関係の育成**

**(ア) 温かい仲間づくり、居場所のある学級・学校づくりを推進する。**

- ・ 仲よし班（縦割り班）活動を通して異学年交流の充実
- ・ 委員会活動やクラブ活動を通して児童の自発的な活動の充実
- ・ 各学級において、互いに認め合い、高め合える雰囲気づくりの醸成

**(イ) 人との関わりを大切にしたい体験活動を推進する。**

- ・ 家庭や地域とともに作り上げる学校行事（プール清掃・運動会・西小まつり等）
- ・ 学校応援団の協力、ゲストティーチャーの授業参加
- ・ 「おはなしくれよん」さんによる読み聞かせ（毎月2回・ロング）

**4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組**

**(1) 全職員が一致団結して、いじめの早期発見に努める。**

**ア 教職員の意識**

すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化やサインを見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しいじめかどうかを見極める。

**イ 実態アンケートの実施（児童に対して）**

4月：「生活実態アンケート」

7・12・3月：「いじめアンケート」

**ウ 家庭訪問（5月）・教育相談週間（6月）・教育相談日（夏休み等）**

学級担任による聞き取り調査を行い、悩みや人間関係を把握し、いじめ問題の早期発見に努める。

**エ スクールカウンセラーの活用**

来校する日程を全児童・全家庭に知らせ、いつでも相談ができる体制を整える。

**オ 特に配慮が必要な児童**

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に特性を踏まえた適切は指導を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童
- ・ 外国から帰国した児童、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童
- ・ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童
- ・ 東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童
- ・ ウイルス等伝染性の疾病に感染した児童、感染者と濃厚接触の恐れがある児童

**(2) 全員が共通理解を図りながら早期解決に努める。**

いじめ問題を発見したときは、特定の教職員だけで抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## 5 いじめの解消

謝罪を持って安易に解消とせず、少なくとも以下の2つの条件を満たすこと。

### (1) いじめの行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいること。

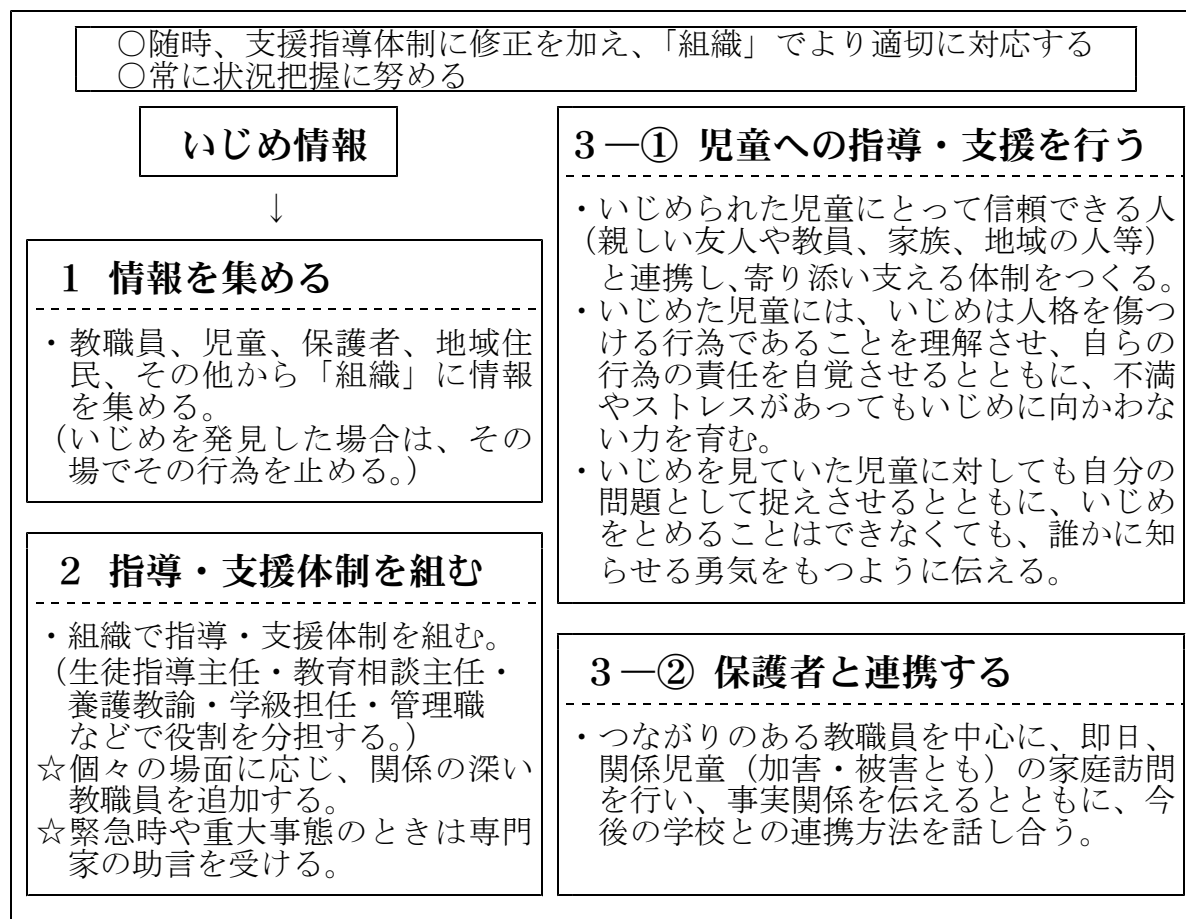
### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等で確認し、苦痛を感じていないと認められること。

いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

解消状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

### <組織的対応>



## 6 重大事態への対処

- ・いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①重大事態が発生した旨を、秩父市教育委員会に速やかに報告する。



②秩父市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。  
(緊急時組織)



③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。



④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。



⑤調査結果を教育委員会に報告する。



⑥調査結果を踏まえた必要な措置を行い、継続して指導・支援をする。